

タクシー要望調査（デジタル化及び研修関係 Q&A）

No	質疑	回答
総論		
1	いつから導入（着手）したものが対象となるのか。	令和3年11月26日以降に導入（着手）したものを対象とします。
2	福祉タクシー事業者、個人タクシー事業者、乗合タクシーも対象になりますか。	対象となるのは一般乗用旅客自動車運送事業者となりますので、福祉タクシー及び個人タクシーは対象になりますが、乗合タクシーについては対象になりません。
デジタル化等関係		
1	グループ会社で、親会社や組合等が一括して契約している機器の利用料も対象となるか。	補助対象事業者は、「旅客自動車運送事業者」及び「旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体」となります。
2	新規設備導入と利用料の両方で補助を受けることは可能か。	補助対象経費が別となるため可能ですが、予算に制約があるため、ご要望に沿えない場合があります。
3	キャッシュレス決済について導入済みで、決済種類を追加する場合は対象となるか。	対象となりますが、機能の明確な向上が認められるものを優先する場合があります。
4	キャッシュレス決済について導入済みで、端末を増やしたい場合は対象となるか。	対象となります。
5	キャッシュレス端末を更新したいが対象となるか。	対象となりますが、機能の明確な向上が認められるものを優先する場合があります。
6	利用料とは何を想定しているのか。	アプリの月額利用料やリース料などを想定しています。
7	決済手数料も利用料とみなして対象となるか。	キャッシュレス化を進める観点から対象とします。但し、運転手に負担させている場合は対象外とします。
8	利用料についてはいつまでの金額を記載すればよいのか。	要望調査票には、これまでの実績・見込み等を踏まえた見積書等から平均的な1月分の利用料を記載するようにしてください。 なお、1月分のみ対象にするとということではなく、全体の要望額等を踏まえた上で予算の範囲内で内示する予定です。
9	機器をリースする場合で、最初の1ヶ月や2ヶ月で機器代等のほとんどを支払うというような場合、利用料はどのように記載すればよいのか。	リース料金総額とリース期間から1月あたりの金額を算出して記載ください。（例 リース総額6万、リース期間12カ月の場合 5,000円） なお、リース契約であるものの、一括で支払う場合も、要望調査票「②業務のデジタル化・システム化（利用料）」の項目に上記により算出した1月あたりの金額を記載してください。
10	②業務のデジタル化・システム化（利用料）の対象は、例えば令和3年11月26日より以前に導入している既存の設備等の利用料も対象になるのか。	対象となります。
11	システムの構築費用は対象になるのか。	対象となりますが、予算に制約があるためご要望に沿えない場合があります。
12	割賦契約で購入したものは対象となるのか。	割賦契約で購入したものは対象とはなりません。但し、年度内に支払いが完了し、所有権の移転が確認できる場合は対象となります。
研修関係		
1	どのような研修が対象になるのか。	社内講師などの人件費や、法律により受講が求められている講習（運行管理者講習等）以外は対象にすることを想定していますが、様々な研修があると思われるため、個別判断いたしますので、研修内容等詳細が分かるものを要望調査票に添付してください。 なお、人材確保の観点から、二種免許のための受験資格特例教習は対象とします。
2	対象外の研修例を具体的に教えてほしい。	二種免許取得のための教習費用、運行管理者講習（基礎、一般、特別）、適性診断（特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断及び適齢診断）等は対象外となります。ただし、人材確保の観点から、二種免許のための受験資格特例教習は対象とします。
3	研修の補助対象を具体的に教えて欲しい。	大きく分けて、協会等が実施する研修については、研修参加費が、社内で実施する研修については、研修参加費（受講料等）及び研修委託料の他、社外講師の謝金、交通費、会場借上げ、テキスト代等を想定しています。 なお、詳細は交付申請時に審査することになりますのでご承知おきください。